

子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担（案）について

平成 27 年 3 月

1：新制度の利用者負担（保育料）の考え方

- ①子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされています。
- ②国の示す保育料のイメージは、応能負担の考え方が基本で、世帯の所得状況やその他の事情を踏まえて、基準額が示されています。教育認定（幼稚園、認定こども園の教育部分）では、現行の幼稚園就園奨励費が、保育認定（保育所、認定こども園の保育部分、地域型保育）では現行の保育料を反映させた基準額になっています。
- ③保育料算定については、従来は所得税額で決定していましたが、新制度では市町村民税額を基に階層区分が示されています。4月から8月分までの保育料は、前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月分は当年度の市町村民税により保育料を算定します。市町村民税の賦課決定後の9月をもって切り替えることになります。
- ④多子世帯の負担軽減については、現行どおり実施されます。
- ⑤現行では旧年少扶養控除により再計算を行っていますが、新制度では再計算を行わないことになります。

支給認定区分	対象	認定時間	対象施設
1号認定子ども	満3歳以上	教育標準時間	新制度幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定子ども	満3歳以上	保育標準時間	保育所
		保育短時間	認定こども園（保育部分）
3号認定子ども	満3歳未満	保育標準時間	保育所 認定こども園（保育部分）
		保育短時間	地域型保育

※国としては、1号認定の公立施設（新制度幼稚園・認定こども園（教育部分））の公定価格や利用者負担基準を定めておりません。川島町立幼稚園の保育料は、現行の保育料を踏まえつつ、町で基準額を設定し、「川島町立幼稚園保育料徴収条例」を策定します。

2：町の利用者負担の考え方

- ① 現在の利用者負担と比較して急増することのないよう、保育標準時間認定の保育料は現行と同額にし、保育短時間認定は国が定める水準と同様に保育標準時間認定の▲1.7%で設定します。
- ② 階層区分は国の基準と同様に、1号認定子どもは5階層に、2、3号認定子どもは8階層で設定します。
- ③ 1号認定子どもの保育料は、世帯の所得の状況等を勘案して、応能負担として設定しています。
- ④ 負担軽減策では2号、3号認定子どもに有利になっているため、1号認定の保育料を国基準より低く設定します。
- ⑤ 保育料の多子軽減については、「川島町多子世帯等保育料軽減事業実施要綱」を策定し、国の軽減策より拡大して実施する予定です。

3：多子軽減等について

- ① 1号認定は、国と同様で小学校3年生までの範囲内で最年長者の子どもから順に第2子を半額に、第3子を無料にします。
- ② 2号、3号認定では、当町では平成25年度から町独自の軽減策として、保護者の扶養している児童等の第3子以降を無料としています。新制度においてもこの軽減策は継続していきます。また、第2子、第1子の軽減策についても今後検討していく予定です。

4：保育料の減免について

入所児童の世帯が次のような事由で保育料を負担できないときは、保育料の減額または免除をします。

- ①災害等で家屋等が著しい損害を受けたとき
- ②保護者の事業の倒産や失業で収入が著しく減少したとき
- ③入所児童が傷病又はやむを得ない理由により長期に通所できないとき
- ④保護者が離婚前提の別居中で、離婚調停中である場合
- ⑤その他、特別な事情があると町長が認めたとき

5：利用者負担額（案）について

1号認定(3歳以上)利用者負担(案)

※新制度(私立)幼稚園・認定こども園

単位:月額

国の基準			
階層区分	定義	推定年収	利用者負担額
第1階層	生活保護世帯	—	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	～270万円	3,000円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 221,201円以上	680万円～	25,700円

※新制度(私立)幼稚園・認定こども園

単位:月額

川島町徴収基準額			
階層区分	定義	推定年収	利用者負担
第1階層	生活保護世帯	—	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	～270万円	2,000円
第3階層	市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	11,000円
第4階層	市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	14,000円
第5階層	市町村民税 所得割課税額 221,201円以上	680万円～	18,000円

・町の基準は、私立幼稚園の保育料及び町立幼稚園の保育料を勘案し、国の基準額の70%(千円未満四捨五入)で設定しました。

・多子軽減は、小学校3年生までの範囲内で最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料。

・教材費、給食費、通園バス代等は実費徴収されます。

・保育料は、直接施設に納入します。

※施設型給付を受けずに、これまで通りに運営する幼稚園については、各園で保育料を設定します。

2号・3号認定利用者負担(案)

※保育所(園)・認定こども園、小規模保育等

単位:月額

国の基準					
階層区分	推定年収	標準基準額			
		3歳未満(3号)		3歳以上(2号)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯	～260万円	9,000円	9,000円	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	～330万円	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	～470万円	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640万円	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930万円	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	104,000円	102,400円	101,000円	99,400円

※保育所(園)・認定こども園、小規模保育等

単位:月額

川島町徴収基準額					
階層区分	推定年収	標準基準額			
		3歳未満(3号)		3歳以上(2号)	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0円	0円	0円	0円
②町民税非課税世帯	～260万円	2,300円	2,300円	1,500円	1,500円
③所得割課税額 48,600円未満	～330万円	9,800円	9,600円	7,500円	7,300円
④所得割課税額 97,000円未満	～470万円	18,000円	17,600円	14,900円	14,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	～640万円	31,200円	30,600円	24,900円	24,400円
⑥所得割課税額 301,000円未満	～930万円	42,500円	41,700円	29,000円	28,500円
⑦所得割課税額 397,000円未満	～1130万円	56,000円	55,000円	29,000円	28,500円
⑧所得割課税額 397,000円以上	1130万円～	60,000円	59,000円	32,000円	31,500円

・保育標準時間の保育料は現行と同額にしました。ただし、階層区分は7階層から8階層になりました。

・保育短時間は国の基準に基づき、▲1.7%で設定しました。

・保護者の扶養している児童等のうち、第3子以降は無料になります。

・負担額には給食費も含まれています。

※年度途中で3号認定子どもが満3歳になっても、当該年度は3号認定の保育料となります。